

「まなびの広場」は那須教育事務所ホームページに掲載されます。  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m56/system/desaki/desaki/nasu-kyouiku01.html>

毎月第3日曜日は「家庭の日」

## 大田原市生涯学習情報誌

大田原市では、3種類の生涯学習情報誌を発行しています。本市のホームページにも掲載されていますので、ぜひ御覧ください。

### ① 学びガイド

生涯学習関連の講座・教室、イベントの情報を分野別に掲載しています。



### ② 自主グループ・サークル・団体ガイドブック

公民館等の社会教育施設を活用している自主グループ、サークル、団体、庁内各課で活用している団体を紹介しています。



### ③ 輝きバンク

様々な分野で、知識や技能を身に付けている人や地域で活躍しているサークル、団体等を人材登録し市民の生涯学習を支援するために必要に応じて紹介しています。



## 新収蔵品展・2019▶2020

「那須歴史探訪館」では、2019年から2020年にかけて、新たに寄贈・寄託として収集した資料を紹介しています。那須町で出土した土器、旧大島小学校の航空写真、那須町出身の画家渋井鉄華氏の作品、日露戦争時に伊王野から徴兵された兵士が書いた手紙などを展示いたします。

新しい那須町の歴史の1ページをどうぞ御覧ください。

○開催期間：2月17日(水)～3月21日(日)

○開館時間：午前9時～午後5時

○休館日：毎週月曜日

※写真と実際の展示物が異なる場合がございます。



## 那須塩原市図書館 催し案内

### 【「気候変動と未来の希望」お話し会(要申込)】



環境活動家  
谷口貴久氏

～日々の何気ない選択が、  
今の世界を創っている～  
気候変動を通して、今を生きる  
インスピレーションを感じていただけのお話です。



食育活動家  
丸山まり氏

日時:4月8日(木)午後1時30分～

### 【提橋景湖七宝焼作品展】

七宝焼の伝統技法を基本に新たな創作を求める七宝作家・提橋景湖氏の作品展。期間中親子向けのワークショップも開催予定(要申込)です。

期間 5月3日(月)～6月25日(金)



図書館では、本に親しんでいただける企画展や催しなどを随時実施しています。詳しくは、HPを御確認ください。

## 総合型地域スポーツクラブ指導者派遣事業

本事業は、総合型地域スポーツクラブの指導者を小学校等に派遣し、スポーツ活動を通して地域と小学校等の協力関係を図るとともに、子供たちの運動やスポーツへの興味・関心を高めることを目的としています。

大田原市立佐良土小学校では、体育の授業で大田原市地域おこし協力隊員並びにNPO法人AS 栃木コーチの國吉 貴博氏によるサッカー指導を実施しました。

元Jリーガーの講師の的確な指導は、子供たちの運動技能の向上だけでなく、スポーツへの興味・関心を高める良い時間になりました。

さらに、担任の体育におけるサッカーの指導方法を学ぶことができた素晴らしい機会にもなりました。



# ふれあい学習出前講座の御案内

那須教育事務所では、「ふれあい学習出前講座」を実施しています。

これは、出前講座を通して地域・家庭の教育力の充実を図るとともに、ふれあい学習を推進するために行っているものです。講座の内容は、家庭教育に関すること、人権教育に関すること、地域づくり・地域連携に関することなど様々です。

公民館の講座や教職員の研修等それぞれの要望に応じた出前講座を実施しております。来年度も、皆様からの御依頼をお待ちしております。

★申込・問い合わせ先★

那須教育事務所ふれあい学習課 Tel 0287-23-2177(代)

ホームページでも御案内しておりますので、御確認ください。→



## ふれあい人権のまど



### 児童虐待はまぎれもない人権侵害です

家庭内における、親や親族など保護者による子供への虐待が大きな社会問題になっています。虐待は子供の心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応を要します。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、第3条で「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、子供の虐待を4つに類型化しています。

#### 児童虐待の主な種類

- **身体的虐待**：子供の体に傷やあざなどが生じる(そのおそれがある)ような暴行を加えること。
- **心理的虐待**：子供に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  
(例) 言葉による脅かし、無視、拒否的な態度をとる、自尊心を傷つける言動をとる、他の兄弟と著しく差別をする、夫婦間の暴力を子供に見せるなど。
- **ネグレクト**：保護者としての看護を著しく怠ること。  
(例) 食事を与えない、入浴させない、病気でも病院に連れて行かない、子供の意思に反し学校に行かせない、家に乳幼児だけおいて外出するなど。
- **性的虐待**：子供にわいせつな行為をすること、子供にわいせつな行為を見せること・させること。

虐待の背景は多岐にわたるため、児童相談所や児童福祉施設だけではなく、医療、保健、教育、警察、そして住民など、地域の幅広い協力体制が不可欠です。

以下のような様子が見られたら、虐待を疑う必要があります。

#### 子供の様子

- 原因が、はっきりしないけがをよくしている。
- 衣服や髪、身体が不潔で不快なおいがする。
- 家や家族の話をしたがらない。
- 夜遅く子供だけで家にいる。等

#### 家庭の様子

- 大声で怒鳴ったり、叩いたりする音がよく聞こえる。
- 昼夜逆転など、生活リズムが乱れている。
- 子供がいるのに、姿をめったにみかけない。
- 住人ではない人が頻繁に出入りしている。等

#### 親の様子

- 地域との交流が、まったくなく孤立している。
- 子供に対して、拒否的な発言をする。
- 子供のけがに対して、不自然な説明をする。等

相談(通告) 機関に連絡(通告) することは、虐待者を処罰することでなく、問題を抱えている家庭に支援の手をさしのべ、子供や家庭を救うことです。虐待だと確信できなくても、おかしいと気付いたら各市町の子育て支援担当部署や児童相談所(全国共通ダイヤル189)等に連絡しましょう。